

宇多津町学校給食センター
調理設備等更新及び維持管理業務仕様書

令和8年8月10日

宇多津町教育委員会事務局生涯学習課

1 事業名

宇多津町学校給食センター調理設備等更新及び維持管理業務

2 目的

平成19年4月に給食の提供を開始した宇多津町学校給食センターの調理設備等の老朽更新にあたり、民間事業者が有するノウハウを活用し設計から施工、維持管理までを一括して行うことで、給食の提供を止めることなく効率的で長期にわたり安全・安心な学校給食の提供を実現することを目的とする。

3 業務概要

- (1) 宇多津町学校給食センターの調理設備等更新及び維持管理
- (2) 調理設備更新に伴う建物改修および建築設備改修

4 業務場所

- (1) 名称 宇多津町学校給食センター
- (2) 所在地 香川県綾歌郡宇多津町2628番地993

5 業務期間

- (1) 業務期間

令和9年4月1日から令和26年3月31日まで
ただし、調理設備の更新及び建築設備等改修は、令和11年3月31日までに完了させるものとする。

- (2) 準備期間

契約締結日から令和9年3月31日までの間を引継ぎ準備期間とし、受注者は、調理設備及び施設等の確認、建築設備等の更新に係る設計等を行うものとする。なお、当該引継ぎ、準備に要する費用は、受注者の負担とする。

6 委託料

委託料の支払いは、毎月払いとする。

7 仕様

- (1) 全般にかかる事項

- ア 業務期間中、学校給食を提供する施設に相応しい調理環境を提供すること。
- イ 業務に資格が必要なものについては、当該資格者を配置すること。

- (2) 調理機器の選定にかかる事項

- ア 調理機器については、主に日本国内メーカー製とし、新品を設置すること。

- イ 維持管理、操作が簡単な設備を採用すること。
- ウ 耐久性の高い設備を採用すること。
- エ ランニングコストの軽減のため、省エネ性能の高い設備を積極採用すること。
- オ 環境負荷の少ない設備を採用すること。
- カ グリーン購入法（「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年5月31日法律第100号）（改正平成15年7月16日法律第119号）の適合品がある場合は積極採用すること。

（３）調理設備の設置に関する事項

- ア 設置に当たっては、設置する調理設備の仕様、作業スケジュール、作業方法等について、事前に宇多津町（以下「町」という。）と協議の上、承諾を得てから実施すること。
- イ 効率的な作業スケジュールを組み、スケジュールを明確にすること。
- ウ 工程や作業時間、設置方法等について、調理事業者等と事前に十分な協議を行い、円滑な設置に努めること。
- エ 調理設備の設置については、学校等への給食の提供に支障とならないよう長期休業期間（春休み・夏休み）等に行うこと。
- オ 設置期間中に発生した既存構造物・設備などの汚れ及び破損・物損は受注者の責任において原状復旧すること。
- カ 設置期間中、近隣住民、近隣建物に配慮した十分な安全対策を講じること。万一、設置により第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任において対処すること。
- キ 設置に際し、必要となる関係官公署その他への手続き等は受注者が行うものとする。
- ク 既存建物や設備に影響を極力与えない設備とすること。
- ケ 設置は建物の強度に配慮して実施するものとし、配管工事等（空調・電気）は、壁等を貫通する場合は協議すること。
- コ 設置に際し、支障となる既設機器類・配管類の移設・迂回が必要な場合は、受注者の負担により実施すること。
- サ 設置に当たり、各種法令に基づき必要となる設備等は、受注者が設置するものとし、その費用も含むものとする。
- シ 受注者は、協力企業である設置企業等に対し、設置目的物及び設置材料等を火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準じるものを含む。）への加入を義務付けること。
- ス 契約締結後、業務の準備期間中に発生する施設の電気、水道料金は町の負担とする。
- セ 設置完了後の完成検査に合格しないときは、直ちに手直し等の措置を講ずること。

ソ その他疑義のある場合は、事前に町の指示を受けること。

(4) 改修工事に関する事項

ア 調理設備の更新に関し、室内環境の改善や調理業務の改善が図られるよう務めること。

イ 改修工事期間中、給食の提供を停止させないよう作業範囲を区画し施工を行うこと。

(5) その他建物及び建築設備に関する事項

ア 当該建物は、海沿いに立地し建築後20年が経過することから、建物の長寿命化対策を行うこと。

イ 稼働後20年が経過する受変電設備等の老朽化対策により、性能低下や故障リスクの低減を図ること。

ウ 消防設備、放送設備等屋内各設備の故障リスクの低減を図ること。

(6) 維持管理業務に関する事項

ア 調理設備の故障に対し、早急に対応できる体制を常時図ること。

イ 維持管理の期間中、設備の機能を正常に維持するため、点検、部品の交換、修理等を行うこと。これについて、自然災害（地震・津波・台風・落雷等）に起因する事象においても対応すること。

ウ 維持管理の期間中、点検により、摩耗劣化部品や不具合箇所を発見した場合は、町に速やかに報告するとともに町と協議のうえ、補修等の実施に努めること。

(7) 町の改善要望事項

ア 準備室の2人用手洗いシンク6台を、肘まで洗える大きさ・深さの物に改善すること。

イ 野菜下処理室の既設袖壁を一部撤去し移動台がスムーズに移動できるよう改善を図ること。

ウ プラットホーム魚肉類、プラットホーム野菜類への納入業者の来所に、調理員が対応できるよう改善を図ること。

エ ホテルパンがスムーズに通過できるよう魚肉下処理室と調理室を仕切る隔壁窓の有効開口寸法の改善を図ること。

オ 野菜かごがスムーズに通過できるよう野菜下処理室と調理室を仕切る隔壁窓の有効開口寸法の改善を図ること。

カ 炊飯室とコンテナ室を区画する扉の有効寸法の改善を図ること。

キ 洗米室内に新たに洗浄・掃除用の給排水設備を設置し、衛生管理の利便性の向上を図ること。

ク 不足する既設給湯設備を1日当たり22トン以上供給可能な大容量設備に更新し、給湯量の改善を図ること。

ケ 高潮による浸水対策として、地下既設消火ポンプの安全面の改善を図ること。

コ 男子外来用便所の便器の洋式化を図ること。

サ 事務室と事業者用事務室の間仕切りを撤去し、職員との連携がスムーズに行えるよう改善を図ること。

8 費用負担

図面作成、調理設備の設置に要する費用及び調理設備、建築設備等の機能を正常に維持するために必要な維持管理費用は、町の責めに帰すべき事由によるもの、仕様書等において町が負担することを特に明記しているものを除き、受注者の負担とする。

9 その他

(1) 県内に本店又は支店、営業所を有する業者を積極的に活用する等、地域経済の活性化に貢献すること。

(2) 受注者は業務期間中、自らを被保険者とした損害保険（貸付物件に付保する動産総合保険をいう）に加入すること。また保険料は受注者が負担すること。

(3) 受注者は本事業により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供することはできないこと。

(4) 調理設備の品質が契約内容に適合しないものであった場合の対応に要する費用は、受注者負担とすること。

(5) 準備期間中に既存調理設備に故障が発生した場合は、町及び既存設備の保守業者の行う修繕等施設の運営維持に協力するものとする。

(6) この仕様書に定めがない事項、又はこの仕様書に疑義が生じた事項については、町と受注者が協議のうえ決定するものとする。

10 添付書類

- ・付近見取図、配置図
- ・屋根伏図
- ・立面図
- ・既設調理設備配置図（平面図）（申し出頂いた方に直接メールにて送付します。）
- ・既設調理設備一覧表